

平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第10日（平成26年12月17日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 11番 | 仲田強君 |
| 12番 | 武藤清君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

10番 岡崎宣男君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 東博之君 |
| 庶務係主査 | 森夕見子君 | 主事 | 中島史博君 |
| 主事補 | 岡崎正嗣君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 市長 | 泥谷光信君 | 副市長 | 磯脇堂三君 |
|----|-------|-----|-------|

|                   |         |                              |         |
|-------------------|---------|------------------------------|---------|
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 黒原 一寿 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員             | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長            | 早川 聡 君  | 総務課長                         | 木下 司 君  |
| 危機管理課長            | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                        | 田村 光浩 君 |
| 消 防 次 長           | 西田 和啓 君 | 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長            | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                      | 岡田 敦浩 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長                    | 横山 周次 君 |
| 産業振興課長            | 二宮 真弓 君 | 産業基盤課長                       | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長           | 田村 和彦 君 | じんけん課長                       | 田村 善和 君 |
| しおさい園長            | 中島 東洋 君 | 収納推進課長                       | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 長             | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                       | 山本 豊 君  |
| 生涯学習課長            | 中山 優 君  | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 選挙管理員会<br>事務局 長   | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議第10日目の会議を開きます。
この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告いたします。

10番岡崎宣男君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。
昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） おはようございます。清友会の田中耕之郎でございます。

本日、一般質問に関しまして、関連資料の配付を議長にお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） ただ今、1番田中耕之郎議員より、資料配付の申し出がありました。

これを許可をいたします。資料配付をしてください。

(1番 田中耕之郎君発言席)

○1番(田中耕之郎君) ありがとうございます。

12月14日に47回目の衆議院の総選挙が行われました。与党である自公は、320超の議席を取り、改めて国民の皆様から負託をされたわけですから、引き続き責任ある与党として、国を動かしていただきたいと思っております。

また、高知県からは4名のベテラン議員が当選いたしました。選挙戦では各候補は地方創生、または南海トラフについて訴えてまいりました。引き続き、高知県の代表の1人として、国会へとその思いを届けていただきたいと思っております。

私も市民の声が市政に届くよう、引き続き努力してまいります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

まず初めに、地震津波災害対策についてでございます。

市長にお伺いいたします。

市長は、さまざまな点から、この地震津波に対する対応を一生懸命されていると思っております。改めて市長にお伺いいたします。防災に関する意気込みをお聞かせくださいませ。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) お答えいたします。

本市における防災・減災対策といたしましては、第1には南海トラフ地震への対策を進めることで、現在、この2月から7月まで、地域での懇談会を経て、地域防災計画というのをこの見直しを行っているところであります。この中では、まず、地震津波に対する事前の防災力の向上、そして応急対策時の体制の整備、関係機関との連携、迅速な復旧といった発災前から復興時までのそれぞれの期間に応じた対策を検討しております。

その中でも、大きな被害が予想される津波対策としては、住民が安全に避難するための避難経路、避難道の整備をまず喫緊の課題として取り組んでいるところですが、津波から避難するための環境整備、そこを活用した避難訓練も各地域で行ってもらっております。

これを繰り返し、繰り返し行うことで、住民の防災意識が醸成され、その結果、自助・共助・公助、それぞれが機能し、また連携することで、実効性のある防災・減災対策となっていくものと思っております。

私はこれまで、事あるごとに、何度も申し上げてきたことではありますが、土佐清水市において1人の犠牲者も出さない、そういう決意のもと、取り組みを進めているところであります。

このことを実現するためには、やはり地域住民、事業所、防災関係機関、市が一体となって人づくり、まちづくり対策を推進すると同時に、住民一人一人に地震津波に負けない、そういう意欲を持っていただくことが重要だと考えております。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを常に念頭に置きまして、防災・減災対策に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に市長がおっしゃるとおり、1人の犠牲者も出さないように、引き続き行政としても、また私も市議会議員の1人としても努力してまいりたいと思っております。

しかし、私としては、この土佐清水市、また高知県を南海トラフの災害を見据えた上で、まだまだ足りてないところもあるんじゃないかと考えております。

先日、県庁の危機管理課のほうにも出向き、また、黒潮町へも直接出向き、お話を聞きました。その中でやはりまだ着手されてない部分が今回、通告させていただきましたヘリポートの整備についてでございます。

危機管理課長にお伺いいたします。

現在、土佐清水市における地震津波における被害想定はどのようになっているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

平成25年5月に県が公表しました南海トラフ地震の被害想定によりますと、最大クラスの地震津波のケースで申し上げますが、本市では建物被害が9,400棟、人的被害では平成17年の国勢調査に基づくもので、現在より人口数が多いベースから算出した数字とはなりませんけど、死者数が2,700人、負傷者数が1,600人、そのうち重症者数が900人と想定されております。

また、発災1日後の避難者数につきましても、避難所、避難所外を合わせまして1万4,000人と想定されております。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当にこの土佐清水市においても、大きな被害を受けるということが、また県としても発表

しているところでございます。

また、それを軽減するために、市長または執行部の皆様が日ごろより努力していることは、私もわかっております。

引き続き、本当に先ほど市長が言いましたように、1人の犠牲者も出ないように、死者が今、想定では2,700名と、負傷者が1,600人となっておりますが、これを引き続きゼロに近づけるように努力していただきたいと思っております。

引き続き、危機管理課長にお伺いいたします。

この被害想定に対する対策と救助活動は、どのように行っていくと考えているところでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

まず、被害想定に対する地震津波対策については、被害想定に合わせて示された被害軽減効果によりますと、津波からの早期避難率、住宅の耐震化率、津波避難空間の整備率、これをそれぞれ100%にまで引き上げることによりまして、県全体での死者数を4万2,000人から1,800人にまで減らせると推計されております。

これをさらに津波避難空間の密度をもっと濃くするとか、地域での避難訓練を徹底することなどにより、限りなくゼロになるとされておりますので、本市においても防災意識の向上、住宅の耐震化等、そして避難路や避難タワーといった津波避難場所の確保という、この3点を対策の柱にして、事業を組み立てております。

次に、救助活動についてでございますけど、発災直後においては、地域の消防団、自主防災組織が中心になるものと考えますけど、住民の避難誘導等、その活動に当たっては、津波到達予想時間等をもとに、活動可能時間を設定し、経過した場合には直ちに避難行動をとることをルール化するなど、みずからの命を守ることを第一に考えて行っていただくことが基本となります。

そうすることで、その後の救助活動においても、多くの命を救うことに確実に繋がっていくものと考えます。

その後、津波が収束するなど、一定時間経過後は、応急救助機関である消防や警察、自衛隊などと連携して、救助活動を行っていくこととなりますけど、そのために各機関の参加による総合防災訓練の実施などにより、備えをしているところです。

また、救助活動においては、情報の収集、伝達を確実に行うことが大変重要になります。その手段としましては、消防等の無線のほか、災害時に強い衛星携帯電話を市役所や消防署、県

の防災拠点となります市民体育館、そして孤立が予想されております中浜小、足摺岬小といった半島地域などに配置をしておるところです。

今月、警察と合同で情報伝達訓練を行うこととしておりますけど、迅速かつ確実な救助活動につなげていくためにも、今後も防災訓練などを通して、自衛隊をはじめ、各機関との連携を深めていくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。
(1番 田中耕之郎君発言席)

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

やはり今の主軸となっているのは、防災意識の向上、また住宅の耐震化、また避難道や避難タワーであるということはよくわかりました。

そこにやはりまだまだ欠けているのではないかと私が思うのは、ヘリポートの離発着ができる環境整備だと思っております。

危機管理課長にお伺いたします。

ヘリポートを活用した空からの対策は必要でないかとは思いますが、現状どのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。
(危機管理課長 横島浩治君自席)

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

災害発生時の救助活動や消防車の救急搬送、そして物資の搬送や先ほど申しました情報収集などにおきましても、ヘリコプターの果たす役割は大変重要なものであると考えております。

ヘリコプターによる救助活動等を機動的に行うためには、離着陸場の確保が必須となります。市内にも一定数の離着陸可能な場所がありますが、地域によっては避難所と離着陸場が離れており、活動に支障が生じる恐れのあるところも考えられるため、今後とも離着陸可能な適地を確保していくことが必要だと考えております。

消防、警察、自衛隊等のヘリコプターについては、災害時にはそれぞれの機関が使用許可を受けた離着陸場でなくても、例えば学校のグラウンドなど、一定の広さ、障害物がないことなどの条件が整っていれば、必要な場所に離着陸できることになっておりまして、自衛隊の話でも、パイロットの判断により、臨機応変に対応するという事をお聞きしております。

ただし、地域によっては、学校のグラウンドなどを災害時に避難スペースとして利活用することを考えられておるところもあるようですので、あらかじめ離着陸場として指定することなどによりまして、すみ分けを図っておくことも必要なことではないかと考えております。

離着陸場の指定につきましては、消防等、それぞれの機関からの申請によるため、今後、各

機関と協議していくこととなりますけど、その協議の前段には、地域の方にその地域内に適地があるかどうかといったことをお聞きし、各機関にお示しするようなことも考えていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

先ほどおっしゃいました、地域の方にその地域内での適地をとということで、やはりそういった意味では、自主防災の方々からヒアリングをして、引き続きよい場所を選定するのが最もいいのではないかと思っております。

引き続き、危機管理課長にお伺いいたします。

ヘリポートの整備状況及び県、自衛隊のヘリの保有数は、現在どのようになっていますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

まず、ヘリポートの整備状況ですけど、ヘリポートとして整備されておりますのは、市が整備したものが1カ所、航空自衛隊土佐清水分屯基地が整備したものが2カ所となっております。

そのほかに、県の調査に対しまして、消防、警察のヘリコプター、そしてドクターヘリが離着陸可能とした場所が16カ所ございます。計19カ所ということになります。

次に、県と自衛隊のヘリコプターの保有数ですけど、県の保有数は消防防災ヘリが2機、警察ヘリが1機、ドクターヘリが1機、この計4機となっております。自衛隊のヘリコプター保有数は、平成26年版の防衛白書によりますと、陸上自衛隊は433機で、そのうち輸送用として使用できるものが235機、海上自衛隊は96機で、輸送用はなし。航空自衛隊は輸送用15機となっております。総数では587機で、うち輸送用として使用できるものが250機となっております。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

先ほど、議長にお願いして、市議会議員の皆様、また市長のお手元には資料が配付されていると思いますが、現在、全部で4枚配付させていただいております。1枚のみのランディングポイント、こちらがヘリポートの離発着についての現在の土佐清水市の状況でございます。

もちろん、全体で19カ所ということで、全く整備されていないわけではございません。し

かし、この土佐清水市は高知県の中でも陸の孤島と言われております。さらに、その土佐清水市の中でも半島地区はより孤島となるであろうと思われております。

そんな半島地区には、現在、ヘリポートは1カ所しかありません。それは足摺の灘となっております。しかし、この足摺地区に関しては、津波の被害という点におきましては、半島の中でもほとんど受けない地域だと私は思っております。

やはり一番多く受ける地域としては、窪津地区、また中浜地区、大浜地区だと思っております。

そして、津波で道路が寸断されて、高台にあります津呂、または松尾周りから足摺のほうに赴き、そして二次避難所として活用するようなこともあると思いますが、道が整備されてないまま、お年寄りの方が移動するのは非常に困難で、また二次被害を生むと思っております。

そして、その半島の中でもより津波の被害を受けるところは、もちろんけがをされる方がたくさん出てくると想定されます。

そういったところにもやはりヘリポートの離発着場を検討して、そして地域の自主防災の方々と連携することによって、1人でも多くの犠牲者を出さないことにつながるのではないかと思っております。

もちろんこれは、半島地区に限ったことではありません。

本当にこの高知県で、現在、ヘリポートがランディングポイントとして出されているのは、全部で444カ所でございます。その中で清水は、整備されているのを含め19カ所でございます。

やっぱり高知県の中でも、非常に陸からの物資等々が困難になる中で、この空からの救助活動、また物資を届けていただくようなことをより真剣に考えていくべきではないかと私は思っております。

もう1点、皆様にお配りさせていただいたヘリの機体が載っている3枚になるものがあります。これは防衛省に確認したところ、前回の東日本の震災のときに、メインで使われた機体になります。この3機種が災害時には自衛隊として、より活動するようになっているという状況です。

また、ほとんどの方はご存じでない方がいらっしゃるんですけども、東日本大震災の中で、海保、また消防のヘリもでございます。その活動回数に関しましては、海保は171機、また消防は58機が活動しました。自衛隊は延べ1万870機のヘリコプターが活動しました。この数字を見てもわかるように、どれだけ迅速に、また広範囲にわたってカバーをするのは、自衛隊ではないかということがわかっております。

また、防衛省の運用企画局、事態対処課の国民保護災害対策室が発表しているものでは、離

発着適地は、避難所と競合するケースが多く、ヘリコプターの確保が困難になったと。これは阪神淡路大震災のときでございます。

やはり離発着をする場所を最初から準備ができていなければ、どうしても一次避難所、二次避難所になったところと競合してしまい、降りたくてもその場に降りることができないといったことも過去にはあったそうです。

さらに、この効果といたしまして、早急にこのヘリポートを準備することによって、避難所や活動拠点となる場所のすみ分けが可能になり、より迅速な救助活動が行われるということになっております。

また、臨機応変に自衛隊の方々も離発着をすることができるようになっておりますが、知らない土地で土地勘がないと、地盤がやわらかいところもございます。そういったところにヘリは降りることはできません。そういった意味でも、地域住民の方と情報を共有し、それを行政が自衛隊と共有することで、より円滑な活動ができると私は思っております。

この3機種、本当にこの土佐清水市にすぐ飛んできてくれるかどうかは、その状況にならないとわかりません。しかし、県保有の機体は全部で4機でございます。そういった点でも自衛隊に頼らざるを得ないという状況でございます。だからこそ、自衛隊と情報を共有することが、私は重要だと思っております。

引き続き、危機管理課長にお伺いたします。

ヘリポートの情報は自衛隊と現在、共有されているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

危機管理課が設置されて以降、先ほど申しましたヘリコプターの離着陸可能な場所について、自衛隊に情報提供をしたことはございません。

議員のおっしゃいますとおり、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合には、ヘリコプターの保有数も多く、また危険な現場を想定した訓練もされている自衛隊は、最も頼りになる存在でありますので、早急に情報の共有を図りたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に早急に情報の共有をしていただきたいと思います。

続きまして、危機管理課長にお伺いたします。

一次避難所、また二次避難所と連携したヘリコプターの離発着場の箇所は、この土佐清水市

には何か所ありますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

南海トラフ地震による津波避難場所等に連携したヘリコプターの離着陸可能な場所としましては、一次避難場所には以布利の土佐清水ヘリポート、それと先ほど言われました、議員の話にもありました足摺灘、土佐清水総合公園、航空自衛隊土佐清水分屯基地、旧宗呂小学校、この5カ所で、現在、地域防災計画の中で見直し中の二次避難所には、足摺灘、土佐清水総合公園、旧宗呂小学校、この3カ所となっております。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

まだまだ整備が行き届いていないといった数字だと思っております。

土佐清水市には、全部で19カ所離発着できる場所がございますが、その中でも一次避難所、二次避難所にリンクしたのは、まだまだ少ないと思います。

これをふやすことによって、被害を受けた方の救助や、またその後の二次避難所での生活を確保するに当たっても、引き続きこれを充実させることが、市長が先ほどおっしゃいました1人の犠牲者も出さないという方向につながるのではないかと私は思っております。

市長にお伺いいたします。

私は、ヘリポートの整備では、県下一と言われるぐらいの取り組みをすることが望ましいと思っております。現在、人によっては、黒潮町が進んでいるということも聞きますが、土佐清水市は高台に関しましては、黒潮町よりも私は進んでいると思っております。3・11以降の前から、しっかりと高台の移転を含め、努力されていると思っておりますが、まだまだ県下一と自信を持って言えないのではないかと思っております。

私は、市長の行動力、そういった点を踏まえ、やっぱり高知県では、土佐清水市が防災に関しては、何をとっても一番だねと言われる取り組みをしていただきたいと思っております。

そういった意味で、このヘリポート、もちろん新しく1からつくるのはお金がかかるとは思いますが、しかし、既にある校庭だったり、また開けた場所であったり、そういったところを活用することで、費用をかけずにも整備ができることだと私は思っております。ぜひ、市長の手腕で、このヘリポートの整備を一日も早くしていただきたいのですが、市長のご意見をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 東日本大震災をはじめ、これまでの各地域、この前の広島の大災害、そういったものにおきまして、やはり自衛隊は被災現場で機動力、行動力、そして展開力、本当にすぐれておりまして、想定される南海トラフ地震、この災害においても大きな力となるのは間違いないというふうに思います。その活動がスムーズに展開できるよう、ヘリコプターの離着陸可能な場所の確保をはじめ、全面的なサポートを行ってまいりたいと思います。

ただし、先ほど議員も言われたように、正式なヘリポートの整備となりますと、本当に多額の費用を要しますので、危機管理課長も申しましたように、やはり地域の方々の協力を得る、そして適地を掘り起こすと、そういう作業を早急に行って、このヘリコプターの離発着がスムーズにいく、そういう場所を確保していきたいというふうに考えております。

このヘリポートについては、これから積極的な作業を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長(永野裕夫君) 1番 田中耕之郎君。

(1番 田中耕之郎君発言席)

○1番(田中耕之郎君) ありがとうございます。

本当にお金がないのであれば、知恵を出せという気持ちで私はいろいろな方からご指導を受けております。市政としても、財政面でも本当に厳しい状況ではございます。しかし、皆様の知恵によって、また市民の方々と協力することによって、本当にクリアできる問題は多くあると思います。

引き続き、市長がおっしゃっていただいたように、早急に整備をしていただきたいと思います。しております。

また、できれば、明確に半島地区、また下ノ加江地区含め、広範囲にわたる被害が多く想定されている、また三崎であったり、そういったところにも必ず何か所かやるという数字を含め、自主防災の方からヒアリングしていただいて、本当に使えるヘリポート、また一次避難所とリンクできるように努力していただきたいと思います。しております。

引き続き、市長にお伺いいたします。

先ほどからお話させていただいているとおり、本当に災害時には、私はこの自衛隊に頼らざるを得ないと思っております。しかし、益野にあります分屯基地では、現在、燃料タンクすらございません。また、地形の関係上、小型機であれば、最大で4機だそうです。オスプレイのような大型機になれば、1機しか着陸できないそうです。やはり自衛隊の能力を最大限に生かすためにも、この分屯基地が拠点になれば、この土佐清水市はもちろんのこと、この広域での活動も積極的にできると私は思っております。

市長は、今年に入り、統合幕僚長から表彰もされ、日米共同統合防災訓練の際には、積極的にご協力されたと聞いております。

市長のこれまでの人脈を含め、どうかこのヘリポートの拡充と燃料タンクの整備を要望できないかと私は思っておるんですけども、市長のご意見はいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 災害時におきましては、土佐清水市では先ほど言いましたように、総合運動公園に県の総合防災拠点が設置されるというふうな運びになっております。そこに陸上自衛隊が派遣され、救援活動や物資の輸送、搬送、情報収集活動に当たることになっております。

これとは別に、航空自衛隊においても、土佐清水分屯基地を拠点に、さまざまな災害支援活動に当たっていただけると聞いておりますし、その一環としてこの昨年度の日米共同統合防災訓練というのが計画されたというふうにお聞きをしております。

ヘリの離着陸場の確保、それとやっぱり航空用の燃料の対策についても、これまで十分検討は、自衛隊の中では検討はされているとは思っておりますが、やはり自衛隊のポテンシャルと申しますか、そういうものを十分に発揮していただくためにも、基地内にそういった施設整備が必要というふうには考えておりますので、分屯基地とも十分協議しながら、私も機会を捉え、航空自衛隊や防衛省にも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

また、それによって市民の皆様が命が守られると私は確信しております。

次に、防災プログラムについて質問させていただきます。危機管理課長にお伺いたします。東日本大震災前と後では、本市の交流人口はどのように変化しているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

東日本大震災前後の観光客や修学旅行の受け入れ等、交流人口の推移について、所管課に聞きましたところ、観光客の推移は震災が起こった平成23年を境にした5年間では、平成21年が約77万人、平成22年が約87万人、平成23年が約69万人、平成24年が約70万人、平成25年が約76万人となっております。平成23年は対前年比78.9%と落

ち込みましたけど、その後は持ち直している状況です。

また、宿泊施設利用状況につきましても、平成23年は対前年比82.9%と落ち込み、その後、幾分持ち直したものの、現在は若干減少傾向にあるということです。

修学旅行の受け入れ状況につきましては、平成24年、25年は減っておりますけど、幡多地域での取り組みにより左右されるということですので、震災の影響かどうかはわからないということでした。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

直接的には関係があるかどうかはまた別として、一般的にこの前、起こりました御嶽山でもそうですが、山で何かあれば、また海で何かあれば、テレビで報道され、そこに行かなくなるというのが全国的にも多いのではないかと考えております。

しかし、この土佐清水市は、観光産業も重要な拠点でもございますから、安心して、またこの自然豊かな海、また山で遊んでいただくためにも、この土佐清水市は地震津波災害対策は、万全です。来てくださいと。試みがこういった交流人口にも生きてくるんじゃないかと私は思っております。

引き続き、危機管理課長にお伺いいたします。

私は、現在行われている防災につきましては、本当に必要なことを早急にされていると思うんですけども、どうしても目の前の問題だけを捉えているような、目の前の課題であったり、そこだけを中心に解決しているように思えてしまう点があります。

私は、やはりこの災害に関しましては、総合的なプログラムを組んで、私が思うに、まずは予防することが大切だと思っています。そのために対策、これは土佐清水市は一生懸命取り組んでいると思っております。

次に、救済だと思っております。これは私がきょう、一般質問でもさせていただいていますヘリポートであったり、災害が起きたとき、またそのあとに救助を行うような、そういった活動が重要になってくるのではないかと。そして最後は復興だと思っております。しかし、復興に関しましては、命にかかわる問題ではないと、早急にかかわる問題ではないと思っております。

しかし、これを全体的に見据えた上でのプログラムを組んで、計画的にまた進むことが一番重要ではないかと。そこで、危機管理課長にお伺いいたします。

私は、この総合的なプログラムが必要だと思っておりますが、危機管理課長はどうお考えで

しょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

お話のありました防災に関する総合的なプログラムとしましては、今年度改定しております地域防災計画がございます。この地域防災計画には、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧復興対策と3つの段階における事項を、事項別の計画を定めることとしておりますけど、一つ一つの事項について、いつまでに実施をするといった詳細のものとはなっておりません。

多岐にわたる地震津波対策等を計画的に進め、地域防災計画の実効性を高めるためにも、例えば10カ年等期間を決めて、重点的に取り組む事業のアクションプログラムの整備について、その必要性も感じるところでございますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当にこの防災に関しまして、何よりも重要だと思っております。

現に、この三崎小学校でも、教育のほうでもしっかり取り組んで、教育長、または三崎の市議会議員でもあります浅尾議員にもお聞きしたところ、本当に小学生を含め、危機管理に関しては、大人顔負けの行動力があると。そういった意味で、小さなお子さんも子どもも守れる対策が進んでいると思っております。

そして、前回、黒潮町に行ってお話を聞いたときにも、同じようなことを聞いたんですけども、やはり危機意識に関しては、小さい子どものほうが高いようです。何かあったときに素直に逃げる、また教えていただいたことを素直に吸収する。逆に大人のほうがなかなか危機意識が低い方がいるんじゃないかと。それは、前回、東日本でもそうでしたが、子どもに助けられたとそういった事例が幾つもありました。

このままでは子どもより大人が犠牲になるほうが多くなってしまいかもしれません。そう言った意味でも、自主防災組織があり、地域の意識向上に全力を努めていると思いますが、まだまだ意識を高めなければいけないと思います。

危機管理課長にお伺いいたします。

私は、大人の防災意識の向上のため、また、防災教育のために、現地に、被災地に赴いた自衛隊の方から講義していただく機会を設ければ、本当にこういったことで生き延びた方がいますよと生の意見が聞けるのではないかと考えております。

また、土佐清水は台風等もいろいろな自然災害もありますので、この津波以外でもいろいろな災害に対しての生きた声を聞き、大人の方々の意識向上につながっていくのではないかと考えておりますが、危機管理課長、これに関してどう思いでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

お話にありましたように、東日本大震災等、災害現場に赴き、任務に当たられた方からじかに話に聞かせてもらえるということは、大変貴重な機会であります。地域の防災活動の中心となる消防団や自主防災組織の方々、そして住民の方の防災意識の向上のためにも、大変意義のあることだと思っております。

ただ今、ご提案いただきました件については、自衛隊にも相談させていただいた上で、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

ぜひ、積極的な取り組みができるように、ご努力していただきたいと思います。

最後に、市長に私から提案をさせていただきたいと思っております。

現在、避難道にLEDがついているところも、新しい避難道に関しては出てきております。それは土佐清水に限ったことではなく、高知県全体でもそういった取り組みをして、夜間逃げるといったときに、よりわかりやすいようになっているとは思いますが、1人の犠牲者も出さないという意味では、私は中浜出身です。中浜であれば、どこで地震が来てもどこにまた津波が来ても逃げる自信があります。それは小さいころから、そこで育ち、その地形を知り尽くしているからだと思っております。

一方、全く知らない土地に行くと、津波の高さがわからない。また、ここが本当に安全かというのがわからなくなってしまうのが事実じゃないかと思っております。

皆様、やはり仕事もしています。また、遊び等で家を出て、自分の地域にいるよりも、その地域で活動している方が多いと思っております。

やはりどこの地域にいても、逃げる場所が一目でわかるようにすることが大切ではないかと思っております。

また、先ほど、危機管理課長に質問して、交流人口の件も聞きましたが、やはり旅行者含め、そういった方々もすぐにわかるような、そういった取り組みが必要ではないかと思っております。

そこで提案をさせていただきたいことがあります。避難道への誘導灯の設置について、現在できておりますが、それを色別にして信号のように色別にして、これ以上絶対逃げてくださいと。だれが見てもわかるような状態にして、それをすることによって、地元以外の方でもすぐにわかると。また観光客でもわかると。また、四万十市、宿毛市の方が遊びに来ている高知県の方々もわかるということで、それを高知県全体で統一することによって、本当に高知県全体で1人の犠牲者も出さないような、そういった取り組みが僕はできるんじゃないかと思っております。

もちろん、これに関してはお金もかかることだと思いますが、これを積極的に取り組むことによって、土佐清水市から高知県、また日本全体を巻き込むようなそういった活動になるんじゃないかと私は思っております。

どうかこういったことを土佐清水から積極的に発信していただきたいと思っておりますが、市長の所見はいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 避難する際は、大変パニックになると思いますので、この今、田中議員が提案をしていただいたそういう色をつけるというふうなやり方は、一定、目印とか、目安になるという点では、やはり住民、また先ほど指摘のありましたよそから観光客もおりますので、来た人については、本当に心強い避難できるという点では、心強い提案だというふうに思っております。

ただ、設置方法とか、効果、費用などの面もありますので、そしてまた既に設置をしている場所がありますので、そういうところもあわせて再点検をしながら、導入が可能かどうかという検討はしていきたいと思っております。

特に、観光地を中心に、そういうことができないかということも含めて、少し危機管理課のほうで検討させるようにいたしたいと思っております。

この手法を県全体にも広めてといったような提案でもあったと思うんですが、本当に各自治体でも急ピッチでこの防災対策を進めているところでもありますので、この土佐清水市の取り組みがすぐれているということになれば、やはり県下全域に普及していくと思いますので、そういったことも視野に入れながら、これに限らず、県下に先駆けた新しい取り組み、そういうものはどんどんアイデアも出しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に財源の問題もあつたり、方法もあると思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたい。

また、市長は広域でのいろいろな市町村の方々とも連携が図れていると思っておりますので、ぜひ、そういった方々とも情報共有しながら、土佐清水市だけでやるのは難しいとなれば、広域でまた県に要望して、こういった取り組みはどうかといった形で、いろいろなやり方があると思っておりますので、ぜひ実行していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） 5番浅尾です。失礼します。自分は9月の議会で一般質問をしてなかったもので、最初の言葉が物すごく出にくいと自分なりにすごくさつきから悩んでいたんですが、先ほど議長が名前を間違ってくれたおかげで、多少心が和みました。ありがとうございます。

では、私は、田中議員からも言われましたが、私は防災を主にして質問したいと思っております。

今年の何月か忘れましたが、片田先生が文化会館に来られまして、そのときに100年先か、1000年先か来るかわからないような災害に対して、びくびくして生活をしてはだめだと。けれどもあの先生は何年にもかけて、東北の子ども、小学校たちのところへ出向き、津波でんでんこという言葉を教えて、その地区の子どもたち、住民たちが助かったということをしごく印象に残っています。それで、清水の市役所も2月から7月にかけて、防災意識を高めるために、地区懇談会を開いたんじゃないかなと思っております。

では、質問に入ります。危機管理課長、よろしくをお願いします。

2月から7月まで行った地区別懇談会において、地区の区長、自主防災組織のメンバー、地区住民、地区に住んでいる市の職員、またいろいろな役職についている人たちが、大勢参加されたことと思っております。住民の方から多くの意見が出され、またいろいろな要望が多く出されたと思っております。災害に対し、住民意識の向上に自助・共助が強調された懇談会だと思つて

おります。長い期間行われた懇談会の総まとめができ上がっていただければ、教えていただけませんか。その結果、市はどのように対処し生かしていくのか、よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

防災懇談会につきましては、今年2月からの半年間で45回実施し、1,100人余りの住民の方に参加いただき、東日本大震災の映像により、地震津波の怖さを再認識していただくとともに、住宅の耐震化等の補助制度の紹介、自主防災組織の活性化に向けた支援、津波避難路の整備等について、自助、共助、公助の観点から周知を図ってまいりました。

意見交換では、津波避難路等の早期整備の要望が多く、これについては平成28年度までの3年間で整備していくとの回答をさせていただいたところですが、中には誘導看板を観光客にもわかりやすい場所に設置してはどうかとか、津波ハザードマップを人が多く集まるスーパー等に貼ってはどうかといった提言もありまして、すぐにできるものは対応しましたし、その他の件についても精査しながら、今後、できるところから実施してまいりたいと考えております。

また、昨年、津波ハザードマップを各戸に配付したわけですが、避難所を知らない方も多くおられました。改めて周知を図る点から、各地区の津波避難計画のダイジェスト版を作成することとしまして、その予算を今議会に提案させていただいているところです。

そのほかにも、今後もこういった機会を設けてほしいといった意見もございましたので、来年から実施することを予定しております各地区での耐震診断促進のための出前講座的なもの、この中において地震津波について、認識を深めていただく機会、コーナーというか、そういったものを設けていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

けれども、私の考えとしたら、もう少し自助・共助を強調するために、今まで2月から7月まで積み上げてきたこういう懇談会を、さらにレベルアップした懇談会を各地区で開いて行ってもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。

次に移ります。

危機管理課長にまたお尋ねします。

今現在、備蓄品として食料が保管されているとのことですが、水、食料はなくてはならないものです。しかし、避難場所、避難生活を考えたとき、その人たちが最も身近な必需品として、

石けん、洗濯石けん、タオル、そして車のジャッキ、車のジャッキは、軽くて持ち運びが簡単であります。下敷きになったときには、そのジャッキをすぐ運び、救出できると思います。それと大人用のおむつ、高齢者の人たちが避難生活をしていく上で必要になってくると思います。これらの品物を備蓄品の中に加えていただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

現在、避難者1日分の食料について、平成24年度からの5カ年で計画的に整備してきております。その他の備蓄品としましては、毛布が約200枚備蓄しております。

また、来年度からの2カ年で、合併前の旧町単位で整備する予定の防災拠点施設それぞれにテント、毛布、簡易トイレ、パーテーション、発電機を配備することとしておりまして、各自主防災組織用には、順次整備しております倉庫に備蓄してもらうために毛布10枚、簡易トイレ1台、これ24回分の用が足せるというものですが、ラジオ付懐中電灯2個をそれぞれの地区に配備する計画としております。

ご提案のありました物品等についてでございますけど、議員が東日本大震災の被災地に行かれ、実際に避難者に重宝されたものだとお聞きもしておりますので、避難所における備蓄品の整備に当たりまして、検討していきたいと思っております。

なお、お話にありました物のうち、車のジャッキ、それからバール等についてですけど、震災時には消防車や救急車がすぐに来られないといった場合も十分考えられますので、地域での人命救助のために自主防災組織の方々にも備えておいてもらうよう、呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） よろしく申し上げます。

私は、東日本大震災、1カ月後に現地へ行きまして、食べ物とかいろいろなものを持っていったんですが、一番喜ばれたのが石けんでした。それから小さい小物のタオルです。これをどうしても今回、南海地震が来ると騒がれている清水、それに避難していく、生活していく上でも必ず必要じゃないかなと思って帰ってまいりました。特に女性たちは、水の中でただ汚れたものを流すだけ、石けんが使えないような状態で、これを石けんを1つ見せたところが、これくださいということで、すごく重宝がられた経験をしました。

だから、清水にあってはならないことですがけれども、できればこういう小物、大きいものじゃなくて小物を備蓄品として備えていただきたいと思います。思っております。

次に、危機管理課長及び市長にお尋ねします。

私だけかもしれませんが、地震津波は夜とか、明け方に起こると思っていました。ところが避難訓練においても、家族は全員おり、周りを見れば自助・共助のできる人たちが大勢います。この訓練であの山まで行けば、どうにかなるのではないかなという安易な思いでしたが、ところが2年ぐらい前から、道路に出て、各地区に行き、車の車両の少ない朝8時半から5時半までのころに道路に立ち、西東を見たときに、今のこの時間帯、動ける人のいない時間帯に災害が起きれば、自助・共助が全くできません。恐らく自主防災組織の人たちも、このことに関してはいろいろ考え、悩んでいると思います。どうすればよいか、土佐清水市全体を見ても、この時間帯は働きに出ているので、ほとんどの地区で自助・共助のできる人がいません。犠牲者を1人も出さないと言っておりますが、このような場合にどのような対策を考えておられるのでしょうか。危機管理課長と市長をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 浅尾議員に申し上げます。

質問は、一問一答形式で行っておりますので、できれば答弁者を1名に絞っていただき、それか続いて2回目の質問のときに、市長にという形でお願いをしたいんですが、まずは危機管理課長ということによろしいでしょうか。

危機管理課長。

（危機管理課長 横島浩治君自席）

○危機管理課長（横島浩治君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、昼間に地震が起こった場合には、若者は地域外に働きに出ており、地域には高齢者のみ。十分な防災体制をとることができないといったことが想定されます。

これは多くの地域が抱える課題であり、大変難しい課題だと思っております。

災害時に行政が一人一人を助けに行くということにはならず、やはり自助・共助が基本となります。

共助の部分に関して、他県では昼間に災害が発生したときに、地域のことが心配だという若者の声に発奮し、老人クラブが中心になって避難訓練を繰り返しているといった事例とか、女性消防隊やシルバー消防隊を結成し、平日昼間の災害に備えているといった事例もございます。

行政としましては、地域の誰もが避難できますよう、一刻も早く避難路等の整備をすること、そして防災学習会等により防災意識の高揚を図ること。また高齢者、障がい者等の配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方についての対策としまして、現在、そうした方の名簿を作成しているところがございます。このうち、同意を得られた方については、自主防災組織や消防団等、避難支援に当たる方にその名簿を提供することとしております。

それをもとに、今後、実効性のある避難支援等がなされるよう、支援に当たる方々と協議し

ながら、一人一人の個別避難計画を策定することとしておりまして、その中で昼間に地震が起きたときの対処も検討する必要があるものと考えております。

地域においては、昼間の地震発生を想定した訓練など、いろいろな局面を考えた避難訓練、また個別避難計画ができた際には、これをもとにした避難訓練を行っていただくなど、訓練を通して課題を抽出していただき、その対策については行政も一緒になって考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君、続けての質問でございますので、市長のほうに答弁の準備ができていますか、確認をいたしますが、市長。

それでは、今回に限りまして、市長に答弁を認めます。次回からは一問一答でございますので、1名ずつに質問をしていただくように嚴重に注意をしておきます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昼間の地震のこと、その前に、防災懇談会、地区の。総括的なこともちょっと時間があるようですので、言わせていただいても構いませんか。

浅尾議員も地元の三崎浦の懇談会だけではなくて、各地域の懇談会にも参加をしていただきまして、熱心にその各地域における課題とか、防災対策とか、それを身近で見られると思います。

ただ、市内全体で言いますと、参加率という点でいきますと、大変低いものがありまして、全体で14%。これは地区別に言わせていただくと、下川口が参加率が23.6%、三崎地区が22.1%、半島地区が15.4%、下ノ加江地区が15.9%、市街地においては一桁の5.1%、そして浸水域外の地区では22%、そういうふうに特に市街地の参加率というのが5%、大変低い結果となりました。夕方からの開催で仕事疲れ、そういったもので参加できなかった方もいるとは思いますが、やはりこの防災意識の希薄さ、薄さというのがこの参加率のあらわれではないかというふうに思っております。ですから、先ほど課長のところの質問されたように、この防災意識の向上に向けて、さらなる取り組みというのをやっていこうというふうに考えておるところであります。

今年度、危機管理課では、自助・共助の点で防災対策が進むように、特にこの前の防災懇談会でも、家具の固定化や防災士の資格取得に対する補助金制度を創設して、それを説明をしました。そして、自主防災組織が行う簡易な避難路整備に対する補助金の引き上げ、こういったものも説明いたしまして、地域全体でこの防災対策が進むように、防災意識が高まるように、そういう取り組みに努めてきたわけでありましたが、そういった取り組みを繰り返しやることに

よって、住民の参加率ということも上がっていくと思っておりますし、やはり先ほど田中議員も言われたことなのですが、地域と小・中学校合同の避難訓練、講演会、はっきり言いまして、子どものほうが防災意識というのは数段大人より高いものがありますので、ぜひともそういった子どもと地域とが一緒になった防災訓練などの地域のイベント、こういうものも工夫した取り組みもやっていきたいというふうに思っております。

それから、昼間に地震が起こった場合の対策についてでございますが、本当に昼間には若者が外に出ていきますので、議員がご指摘のとおりだと思います。高齢者の方や障害を持った方、そういった避難支援、それが課題になっております。

危機管理課長も答弁してましたように、大変難しい問題だというふうには受けとめておりません。

私は、会に行けば事あるごとに市民の皆さんに呼びかけているのは、まず自分の命は自分が守ってくださいと。そういうことを一生懸命とにかく逃げるということを徹底させる。そういう意味で、自分の命は自分で守ってくださいということと呼びかけているわけですが、そういった自助を基本にいたしまして、共助につきましても、昼間に地域にいる人で助け合うというほかないと思うんです。ですから、地域の実情、その地域地域の実情に沿った方法というのを、やはり考えていかないかん。いろんな局面を考えて、先ほども言いましたが、繰り返しいろんなことを想定しての避難訓練などを地元のアイデアでやっていただいて、そして備えていくと、そういう方法しかないのではないかというふうに考えております。

今後においてもやはり、高齢化率は上がる一方でありますので、高齢者同士が助け合う、あるいは高齢者が超高齢者を支援せざるを得んという状況が生まれてきますので、いわゆる老老支援、そういったものも避けては通れない。行政としましては、避難場所づくりや防災意識の醸成の取り組みなどにより、高齢者がより支援しやすいような環境づくりは、一生懸命行っていきたいと思っておりますが、最終的には地域の皆さんで助け合っていくということしかないと思っております。ですから、地域におきましても、支援する人と支援を受ける人という日ごろからのつながり、きずな、地域のイベントや避難訓練というのを通して、近隣の人々、隣同士の人々のつながり、そういったものを強めるとともに、各家庭の状況把握、そういったものもしっかりと認識した上で、高齢者が支援されやすい、そういう環境づくり、まちづくりに向けた取り組みもあわせて、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

今言われましたけれども、私は三崎浦というところです。けれども、老人クラブがすごい盛んで、今、リヤカーを4台ぐらい入れました。けれども、そのリヤカーを引っ張る人がいないわけです。昼間は。多分恐らくそういうところが多いと思います。清水でこの市街地に住んでいけば、そういう状況はわからないと思いますが、この時間帯に今、三崎、例えば、下川口でもいいですが、行ってもらったら、ほとんどの方が動けません。もし地震があり、訓練するなりしても、三崎の場合ですけど、この間も、リヤカーを誰が引っ張るがやという話にもなったんですよ。だから、昼間に起こればそういう状態のところはかなり多いということをおわかってもらって、今後どう進めていくか、防災に関してどういうふうに進めていくか、危機管理課がどういうふうに対処するかということをよくお願いいたします。

続きまして、学校教育課長にお伺いします。

災害が起きた場合に、校舎が被害を受け、津波により校舎がなくなる場合とか、全然使えなくなる場合が恐らくあると思います。その場合に、子どもたちの教育はどのように進めていくのか。災害から免れた学校を間借りして教育していくのか。災害が起きた場合には、学校教育課はどのような対策をされるのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

南海トラフ巨大地震クラスの津波が発生した場合は、低地にある下ノ加江、三崎、下川口小学校での津波浸水深は10mから12mと想定されております。

2階建ての校舎は、津波にのみ込まれることとなり、甚大な被害が想定されます。質問の校舎がなくなる、また使えなくなるほどの大規模な災害想定には、児童生徒、教職員及び家族の安否、住居の被害、またインフラ等の被害状況によって、学校の再開、運営における課題も大きく違ってまいります。

校舎が使用できなくなった場合の対処として、教室の確保としては、他施設の借用、仮設教室の建設が考えられ、就学には通学路の確保、教職員の配置、避難した児童生徒等の就学に必要な学用品等の確保が必要となります。

他施設の借用は、地区の集会所などが考えられますが、大規模災害となりますと、当然、避難所として活用もありますので、休校を含む被災していない市内の学校の活用が考えられます。

通学路や通学方法がその状態で可能かどうかのインフラの状況に左右されると思います。また、大規模災害の場合は、仮設教室建設には一定の期間を要することと想定されます。

あらゆる災害を想定する中で、学校教育の再開についての対策と、児童生徒の心のケアの体制整備も含めて、あわせて必要であると認識しておりますが、そのとき残った状態に応じて、

ベストの方法を選択してするしかないと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） 私は、なぜこの質問をしたかといいますと、先ほど言いました大川小学校へ行ってまいりました。そのときに先生なんかとどういうわけか話す機会がありまして、その先生は大川小学校に間借りをして子どもたちを教育しているということで、ところが顔なじみだけれども、学校の中に校長先生が2人おり、教頭先生が2人おりということで、なかなかやりづらいということなんです。ところが、災害の場合はどうしようもないんですが、この場合にスムーズに子どもたちが教育できるような過程を今からつくっておかなければ、災害が起きたときにいざやるとなったら間に合わないと思います。そのためにも起きてはならないことですけれども、災害が起きたときには、こういう対処をしますということを案を練っていただきたいということで、この質問をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、消防長にお伺いします。

地震津波が起これば、火災が起きます。津波火災が発生し、海水でぬれているのに、流れているのに火災が発生します。私は、津波火災を見たときに、何で火災が起きると不思議でなりません。詳しい原因はまだわかってないようですが、流れ出た油が漂流物とまじり合い、たまり場、そこで何かのショックを受けて火災が発生するようです。この場合に、市役所の近くもこの下の近くも、恐らくごみのたまり場になると思います。そうなった場合に、消防署の対策をお聞かせください。また、家屋火災が発生した場合には、消火栓、水槽タンクには異常はないのでしょうか。機能するのでしょうか。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） お答えします。

災害時においては、災害全般に対し、消防力が劣勢になります。このような状況下で、人的、社会的被害を最小限に食いとめるために、必要な消防の任務は火災の早期発見と一挙鎮圧が最優先であるため、各分団、各部の消防団、全組織力を挙げて、着手と同時に対応できる火災の数には限界があり、家屋倒壊による道路閉鎖や交通渋滞で到着が通常よりかなりおくれる可能性があります。

それ以前に、電話のふくそうで消防機関に連絡ができるかも懸念されます。

火災が消防力を超えて延焼拡大し、また強風による火災の抑制ができない場合は、人命の安全を最優先に住民の避難誘導を優先するとともに、避難場所、避難路の確保のための活動を最

優先に行い、同時多発火災発生時には、その地域の分団、各消防団と連携活動し、風向き、被害地の延焼危険性、水利情勢、重要施設の立地、危険施設の立地などの各種要因を総合的に判断し、消防栓断水に備え、出動時には消火栓以外の有効な自然水利、耐震性貯水槽を確認してから出動し、延焼危険の高い地域、あるいは水利の遠隔な地域で、一隊では消火効果が期待できないと判断される火災現場においては、分団内、各消防団と中継連携で消火活動を行います。

東日本大震災時には、消防力が極度に低下し、緊急消防援助隊が到着して、本格的な消防活動が始まるまでの2日間、火災鎮圧ができない状態が発生しております。

土佐清水も今後、同様の事態が発生することがありますが、その状況に臨機応変に消火活動に当たろうと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

今まで以上に水槽、消火栓、水槽タンクの点検をよろしくお願いします。

続きまして、副市長にお伺いします。

観光課はなぜないのでしょうか。お遍路さんとか、観光客の人たちから、三崎浦の区長場は国道に面してまして、あそこに立っていると、遍路さんとか、観光客の人が来られまして、いろいろな質問をされるわけです。この場合に、自分なりにわからないこととか、いろいろあります。そのときに市役所の電話帳を調べても、観光課というのはありません。地元の間が答えられないということは、すごい自分自身が情けなく思っています。

電話をどこにすればよいのか、これから土佐清水市というところは、観光でまた成り立って盛り上げていかないけないと思っておりますが、皆さんもそういう気持ちだと思っております。その場合に、電話帳を調べても、観光客が電話帳を調べても、地元の人たちが電話帳を調べても、市役所の観光課ということ、観光課という文字がないんですね、今。そのときに、どういうふうに対応したらええか、実際、わからないわけです。そのためにも観光課の復帰はできないものなのでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

観光課という名前はございませんけど、観光行政はやっておりますので、今、観光課の名称がなくなった経過を簡単に説明させていただきます。

課の名称につきましては、3年前の行政改革の組織機構の再編の議論の中で、当時、農林業

振興課、水産商工課、観光課の3課6係をソフト事業、ハード事業に再編し、平成24年4月から産業振興課は主にソフト事業を扱う課、ここの中には観光係がございます。産業基盤課、これは主にハード面を扱う課の2課7係体制でそれぞれの産業の連携で、相乗効果を生み、産業の活性化を図る目的で、現在の体制になり、課名から観光の文字はなくなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） やはりどうしても観光客の方は、自分らもほかの地区へ行って調べるときに、市役所の観光課という文字があります。知らない観光地に来た人たちがぱっとわかるようなためにも、電話帳の中で観光課という文字で数字、電話番号を入れてもらったら、より観光客も今以上にふえるのではないかなと思っております。

次に、副市長にお伺いします。

私は、若かりしころ、リュックを背負って、沖縄以外のところを歩いてまいりました。その上で、地元を見た場合、今現在、地元を見た場合に、大浜・松尾間の県道、あそこはすごい自然が有って歩きやすくいいところだと思っております。いまだにそれは思っております。

トンネルが開通すれば、県道が市道に移管されると思います。移管された後の道路を遊歩道やサイクリングロードにできないか、自然いっぱいの道路は、今現在、日本でもこの大浜地区を見ても、そんなになんじやないかなというふうに自分では自負しておりますが、これからの土佐清水観光を進めていく上でも、物すごくプラスになると思うんですが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 済みません。先ほどの答弁で、観光課をもう一度できないかということが抜けておりましたので、それをまず言わせていただいて構いませんか。

今現在、来年、平成27年4月施行に向けて、行政改革推進本部で組織機構の見直しを行っております。見直しの内容につきましては、先日、中間報告を取りまとめましたので、あした、明後日に行われます総務文教・産業厚生両委員会で報告をさせていただくことになっておりますが、課名に観光の文字を再度使用する方向で議論は進んでおります。

続きまして、大浜・松尾間の遊歩道についての質問でございます。

県道足摺岬公園線の松尾トンネルの工事につきましては、平成28年度中の竣工に向け、現在、工事が進められております。この松尾トンネルが通行可能になりますと、現在の大浜・松尾間の県道につきましては、市道に移管される見込みとなっており、移管に向けて諸条件整備

が現在、行われているところでございます。

議員ご提案の遊歩道につきましては、この大浜・松尾間は大変風光明媚に加え、手つかずの原生林が残され、観光資源として魅力のあるところだと私も松尾出身の者ですので、思っております。

ただ、この路線は、臼碓地区等の方の生活路線にもなっていることから、移管後すぐには遊歩道にすることは困難と思っております。市道に移管され、一定期間の状況を見て、地区の方からご意見を聞きながら、今後、検討を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） よろしく申し上げます

今現在、中村から西土佐村に行くときに、あそこの狭い道路、あそこはサイクリングロードとか、遊歩道というか、歩いていく人もかなり多いです。あれだけ危ないところでありながら、川を見るだけ、大浜・松尾間へ行ったら、雑木があれだけの高さに伸びたところはまずないと思います。何十mという木が一直線に伸びているのは恐らくここだけだと思うんですよ。道幅も広い。西土佐で見れば、かなり道幅が狭いのに、物すごい観光客が来てます。だから、今後移管された場合には、生活道であるとは思いますが、それをうまく利用して、今後、観光のために生かしてもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

だいぶ時間は早いんですが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時37分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 私が最後の質問者になるようですが、大変お疲れとは思いますが、しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

一般質問に入る前に、だんだんの議員の皆様から、衆議院の選挙の結果について発言があったところです。

私も一言、二言、言わせていただきたいと思います。

自民党が17%余りの得票率で、290議席61%余りという大変、数字からするとどうか

なという議席を確保したわけでありましてけれども、これは今の選挙制度の仕組みがそういうことでありますから、このことに対してどうこうということは、これは現実問題、できないわけでありまして、今後、検討するとすれば、元の中選挙区へ戻すのかどうなのか、そのあたりはまた考え方がいろいろあると思いますけれども、公明党も含めた自公の与党で3分の2の確保ということのようでありまして、それはそれで厳粛に受けとめざるを得んというように思うところであります。きょうの高知新聞の2ページの共同通信社が調査をした世論調査の数字が出ておりますが、この記事を見ますと、集団的自衛権の行使容認など、安倍政権の安全保障政策について支持しないというのが55.1%と過半数を占めて、支持するというのはわずか33.6%というふうな数字が掲載をされておまして、与党が3分の2以上の議席を得た衆議院議員選挙の結果がよかったという回答が27.4%、よくなかったというのが27.1%というふうに評価が割れたというふうな記事もあるところでございます。

今回の衆議院の解散の表向きの理由というのは、消費税の10%への値上げについて先延ばししたことの評価を国民に問うということであったわけでありまして、何とも理解しがたい解散であったわけでありまして、安倍総理のねらいというのは、当然のことそこだけじゃなくて、ほかにいっぱいあったわけですが、この調査結果では、アベノミクスで今後、景気がよくなるのかどうかという質問に対して、思わないというのが62.8%、思うというのが27.3%ということのようであります。

また、憲法の改正反対というのには、50.6%、憲法の改正反対というのには50.6%ということで、これも過半数ということでありまして。このように新聞報道にもあるとおりでありますが、今回、自公与党で3分の2以上という議席の確保をしたということでありまして、先ほど憲法の改正に対する国民の意識、それからそれに関する集団的自衛権の行使の容認の問題、TPP、それから原発の再稼働の問題、1票の格差の是正の問題、それから身を切るという、国会議員にみずからの定数削減の問題、この定数削減の問題につきましては、私ども地方議会、土佐清水市におきまして、定数の削減というのは本当に必要以上に地方議会というのは努力しているのではないかというふうに思っておりますけれども、全く国会というのはそういう点では、国民に対する約束を完全にほごにして、保身にしか走ってないと言わざるを得ないかというふうに思っております。大変私も厳しく見ておるところでございます。

さらに、外交防衛に関する問題につきましては、大変顕著な例としては、沖縄の選挙区で、4つの選挙区で自民党が全選挙区で全敗をしたということが今の安倍政権を見つめる対象の地区の県民から見ると、大変厳しい目があると。これはしっかり受けとめる必要があるのではないかというふうに思っております。相当、安倍さんという方は、右翼的な思想の方だというふうに私は思っておりますけれども、一連の問題というのが、そういう方向にますます経過し

ていくということは間違いないというふうに思っておりますが、そのことも含めて、今回の選挙結果というのは、国民は安倍内閣に対する白紙で無効の次の総選挙に至るまでの間、国政を預けたものではないということをしっかり自認をする必要があるのではないかとこのように思っております。

特定秘密保護法の際にも、安倍総理みずからの発言があったようでありましてけれども、もっと丁寧に説明をすべきであったというふうな自責、自戒をした言葉もあったというふうに思っておりますけれども、泥谷市長がいつも発言がありますように、市民、国民に対しては、説明責任というのを丁寧に果たしていく。さらには、反対のある意見に対してもしっかりと受けとめて、皆さんにどう説得していくのか、そのことが行政のトップに問われる大事な問題ではないかというふうに思っております。今後、特に平和を党是としております仲田議員も議場においでいただけますけれども、公明党が果たす役割というのは大変重要になるのではないかとこのように思っております。いろいろ述べてまいりましたけれども、そういう状況に今日あるということは、しっかり安倍内閣に自戒をしていただいて、今後の政権運営に当たっていただきたい。このことを申し上げておきたいと思っております。

3点、通告いたしておりますが、順序を先に2番目の地籍の調査、それから空き家対策、教育問題につきましては、一番最後ということをお願いをしたいというふうに思っております。

地籍調査についてでありますけれども、東日本の震災からもう3年と9カ月を経過をいたしましたけれども、報道によりますと、復興にはまだまだほど遠い状況であるようでありまして、まだ見通しが見えないというふうな話もあるところであります。その復興を阻害をしている1つの要因というのが、境界や地権者の曖昧な土地が多くあるということが阻害要因の1つに挙げられておるようでございます。

津波で多くの人々が散り散りになったり、亡くなったりということで、確定できないという土地、また土地の所有者も相続人も不明な土地が数多くあるという実態のようでありまして、登記上の所有者が江戸時代に生まれた方がそのまま残っておるというふうな実態もあつたようでございます。

そういう状況の中で、被災をした土地調査の中には、土地問題専門の課を新たに設置をしたりして、その対策に苦慮しているというふうな報道もあるわけでございますが、また、阪神大震災のあった神戸においても、図面上ではため池になっておったり、それから地番1つに対して100人以上の地権者がいたりというふうなこともあつたということが言われてありまして、手をつけられない状況になっておるという実態のようであります。

そこで、まちづくり対策課長にお伺いをいたします。

本市の地籍調査の進捗率はどのようになっているのか、お伺いをするものであります。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 調査開始から28年になりますが、今年の1月末の時点で、調査対象面積が201.68㎥ありまして、それに対し9.6%の進捗率となっております。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 1月末で9.6%という地籍調査の割合、進捗率というのがそういう数字のようであります。

本市全体の行政面積というのが260㎥余りではないかと思っておりますけれども、山林面積というのはそのうちの程度あるのか、まちづくり対策課長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 本市の森林面積が226.32㎥でありまして、それから国有林面積64.88㎥、これを除いた161.44㎥が地籍調査の面積になります。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 国有林が64.88㎥ということありますから、これについては地籍調査も何も関係ないわけではありますが、161.44㎥というこれはもちろん市有林も含めてということであろうと思いますが、国有林以外の山林部分の面積が161.44㎥あるという説明であります。

沿岸部、つまり集落については、ある程度、地籍の調査が進んでおるようでありますけれども、今、課長から報告をいただきました山林部については、そのほとんどが手をつけていないというのが実態ではないかと思うところであります。

山というのか、山林につきましては、私ども、子どもの時分は、まだ林業で、木炭産業が大変繁華でありましたので、特に私は宗呂の山奥の生まれですから、おやじも炭焼きをしましたし、一緒に山について行って、木を伐り出したり、それから炭窯から焼いた炭を引っ張り出して、いろんな作業があるわけですが、鼻を真っ黒くして作業をしたという経験を私自身もありますけれども、山というのがなかったら、人間の生活ができないという時代、これは多分、人間が火を発見をしてから、さらに人間の営みに山というものがなくては、人間の営みができないという生活が、それこそ何万年にもわたって続けられてきたのじゃないかというふう

に思っておるわけでありまして、エネルギー革命以降につきましては、山というのはほ

とんど無用の長物化をしてしまったというのが現状であるわけでございまして、山に入るというのは、それこそ山芋掘りに入りにいくぐらいの人か、それから今、イノシシの被害、シカの被害大変ありますから、そういう皆さんが山へ行って入ったりということぐらいしかないんじゃないかと。ほとんど山とは縁のない生活、人間社会というのはそうなってしまった感があるわけですが、もう一つは、酸素の供給源というのは、これは間違いのない事実でありますから、もっと山をしっかりと見直すということも重要ではないかというふうにも思うところでございます。

そこで、まちづくり対策課長にお伺いいたしますが、現在、市が実施主体になって地籍の調査を先ほど聞きましたように、9.6%やっておりますけれども、山林部について、森林組合が実施者とするような制度もあるというふうにお聞きをいたしますけれども、その内容について担当課長にお伺いをするところであります。

○議長（永野裕夫君）　まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長　横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君）　森林組合が直営で地籍調査を実施することは、昭和26年の制度創設時より可能でありましたが、全国的に実施主体となることは少なかったと思われまます。

この間、市町村の調査に対する負担が大きくなり、平成12年度の法改正により、市直営から現地調査、1筆地調査であります。外注化が可能になりました。さらに平成22年には、工程管理や検査等も含めて、一括委託することができるようになりまして、C工程、最初のころ、三角点の設置からH工程といいまして、地籍図、最後のほうの作業になりますけれども、地籍図等の作成までの業務委託が可能になっております。直営と業務委託、両方ができるような制度になっております。

○議長（永野裕夫君）　12番　武藤　清君。

（12番　武藤　清君発言席）

○12番（武藤　清君）　こういう制度、私自身はほとんど素人で、なかなか説明を受けましても十分に理解というわけにはいかん状況があるわけですけど、いずれにしてもそういう制度があるということは間違いのないということのようであります。

仮に、課長、今、市が直営でずっとやってきておるわけですがけれども、山林部分について、森林組合が実施主体とするそういう制度を利用して、森林組合に地籍調査をお願いすると仮定をいたしますと、そうしたときに何か問題点というのがないのであるかと思うわけですが、その点、課長はどのように考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君）　まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) 森林組合が事業主体で地籍調査を実施する場合、その財源が国費が3分の2、県費が6分の1になりまして、組合が残り6分の1を負担せんといかんようになります。

それと、地籍調査の補助対象事業費に森林組合の専任の職員の人件費が入りませんので、財政的な負担が大きくなる、これが一番の問題やないかと思っております。

○議長(永野裕夫君) 12番 武藤 清君。

(12番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) 財政面で国3分の2、県6分の1、実施主体の組合が6分の1、さらにその上に人件費については対象にならないということのようでありますから、森林組合が実施主体となったとしても、うまみというのは余りないということの話であります。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、東日本の震災を受けて、沿岸部の集落から進めていくということは十分理解できるわけでありまして、そのことには何ら問題もないわけでございますけれども、とは言いましても、山の部分について、恐らく地権者、今の生きている地権者の中でも相当な年配者、私の長男が90歳過ぎておりますけれども、おやじと一緒に炭を焼いておりましたし、それから本人は狩猟で山へしょっちゅう入っておりましたし、この前、宗呂上の地籍を調査したときには、当時の区長さんが私の兄のところへいろいろ山の近辺等々、それも含めて兄のところへ話を聞きにきたということ、当時聞いた記憶がありますけれども、そういう皆さんでないと、地権者自身が自分のところの山がどこからどこまであるのかということ、ほとんどわかってないのではないかと思っております。

私自身も、山、私の山ということじゃなくて、親父からの山の名義、私は税金、多分払っていると思っておりますけれども、それがあろうとありますが、どこの山がどの位置にあるのかということは全くわかりません。そういう状況でありますから、世代が変わるたびに、ますますわからんようになっていくということは、これは自明の理であるわけでございますので、そういうこと等も勘案したときには、ぜひ、この地籍の調査について、山林の分野についても一定、対応を広げてはどうかというふうに思うところでありますが、市長の所見をお伺いするところであります。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 平成26年度、今年度から有永地区の地籍調査、山林境界保全事業、これが森林組合へ現地調査を委託しているというふうに聞いております。

先ほど、担当課長より財政的な負担などの問題について答弁がございましたが、担当するま

ちづくり対策課では、この夏場から今後における山間部の調査を、どうやって実施するか。山林を管理し、山間部に精通している森林組合と情報交換をしているというふうに聞いております。

ですから、山間部については、森林組合の負担とならないような形での業務、沿岸部は国土調査係が実施する、そういう体制を整えていけば、この課題である進捗率、地籍調査の進捗率のアップにもつながるといふふうに考えておりますので、今後、具体的に森林組合と協議に入りたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ありがとうございます。

有永の山林について、現地調査を森林組合に委託して行っておるといふ市長の説明であったわけございまして、既に課のほうとしては、森林組合と情報交換をこの夏から行っているという答弁もあったところでございます。

ぜひ、森林組合、先ほど財政負担について、課長から説明がありましたけれども、市長から今、お話がありましたが、森林組合、市が実施主体になっても一定の金は要るわけ。5%ですか。要るわけですから、ぜひ、そのことを勘案いただいて、森林組合が仮にやるとしたときに、森林組合の過大な負担にならないような形での対策をお願いしたいと思います。そのことが本市の全体の面積の中の進捗率のアップにつなげていくということで考えていただければ、大変ありがたいと思いますし、そういう方向での答弁をいただきましたので、了といたしまして、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、この問題は終わりたいと思います。

次に、空き家対策についてでございますが、この空き家対策につきましては、さきの9月会議でこの件につきまして、市長をはじめ、執行部の皆さんにその対応をお願いしたところであります。

総務省が今年の4月に公表した数字が報道されておりますが、2013年度の住宅土地統計調査の結果によりますと、本県の住宅の空き家率というのは16.8%で全国で3番目、6軒に1軒は人が住んでないという計算になるという報道もあったところでございます。

国会におきましては、去る11月19日に、空家等対策の推進に関する特別措置法というのが成立をしたようでございまして、公布から半年以内に完全実施をするということになっておるようでございますが、この特措法のポイントについて、副市長にお尋ねするものであります。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) お答えします。

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月19日に成立し、施行につきましては一部の規定を除き、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において政令で定めるとなっております。

主な内容につきましては、空き家等の所有者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるものとする。国土交通大臣及び総務大臣は、空き家に関する施策の基本指針を定め、市町村は基本指針に則して、空き家等対策計画を定め、その実施等に関する協議を行うための協議会を組織することができる。市町村長は、この法律の施行のために、必要な限度において固定資産税の課税等の情報を内部利用することができる。市町村長は、特定空き家、これはそのまま放置しておく、著しく保安上、または衛生上、有害となる建物を特定空き家というそうですけれども、特定空き家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう、助言または指導、改善されない場合は、命令することができる。また、所有者等が命令を履行しないとき、または所有者が不明なときは、行政代執行ができる。国及び都道府県は、市町村が行う空き家対策等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財源措置を講ずるものとするなどとなっております。

○議長(永野裕夫君) 12番 武藤 清君。

(12番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) 今、副市長からこの特措法のポイントについての説明をいただきました。

行政代執行できるということは、大変これが強い権限を与えられるのかなというふうにも思うところでありますが、さきの9月会議の中でも指摘をいたしましたけれども、本当に周辺住民にシロアリですとか、それから野犬とか、野良猫ですとかいうすみかになっているというような状況があちこちにありまして、これはずっと以前からそういう問題に対する苦情が、私のところにも来ておるわけでございます。

また、津波地震の避難道に隣接するところについては、一定の除却に対しての予算措置があるようでありまして、なかなかその程度では対応が現実問題、できにくいという実態もあるようでありまして、そういうこと等にも大きな威力を発揮するのではないかというふうに思っておりまして、先ほどの副市長の説明の中で、代執行にいくまでの命令等に反すると。従わない場合には、いろいろな状況に応じて、50万円以下の過料に処するというのも法律でうたわれておるようございまして、職員もその現地へ入って調査をする権限も与えられるし、それを拒否したという者に対しても、20万円以下の過料が科せられるというふうなこともう

たい込まれておるようでございます。

この空き家対策、空き家問題につきましては、先ほどの総務省の数字、統計にもありましたけれども、高知市の議会でもこの問題が取り上げられたという報道があります。これは11日の新聞報道でありますけれども、高知市で一般質問で取り上げられたようでありまして、治安・衛生面の問題が指摘をされているという、その対策をという質問に対して、高知市長岡崎市長の答弁の中で、来年度から市内の実態調査をして、国の指針に基づいた高知市版の対策計画をつくる方針を示したということのようであります。

また、先ほど、副市長から説明がありましたけれども、実態を調査した上で、学識経験者で地域住民が協議会を立ち上げて、対策計画を策定をすると。それから移住・定住の空き家の活用についても、計画の中に位置づけていきたいという高知市の岡崎市長からの答弁があったところでございますが、改めて副市長にお尋ねしますが、このあと、この問題、特措法ができてから、現実やっぱり対応していくということになっていくと思うわけでありますけれども、どう考えて、どう進めていこうとするのか、お尋ねをするところであります。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

この特措法の制定については、これまで自治体が求めていました空き家対策への法的根拠が付与されたものと認識しております。

ただ、まだ具体的な基本指針等の政令が示されていませんので、具体的な対策についてはこれからになります。9月議会で企画財政課長、また市長が答弁したように、過疎化等により市内の空き家は年々増加傾向にあり、防災上の面、近隣の住民に迷惑をかけているケースも多々出てきております。

また、空き家情報を提供することで、移住促進につながる面も期待されることから、所有者自身が空き家にしない方策をあわせて考えることも必要かと思っております。

いずれにいたしましても、今後の施行令等を注視し、この特別措置法を十二分に活用した空き家対策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） この法律を十二分に活用して、対策を立てて対応していくという答弁いただきましたが、そのとおりであろうと思っておりますし、その点、しっかり対応していただきたいと思っております。

改めて申すまでもありませんけれども、この特措法を提案するに当たりましての理由というのがあるわけですが、ちょっとその提案の理由というのを読んでみますと、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることにかんがみ、地域住民の生命・身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これがこの法律案を提出をする理由であるところのように提案理由は述べておるところでございますが、先ほど、副市長、答弁いただきましたが、ぜひそういう方向でしっかりと対応していただきたい、このようにお願いをしておきたいと思っております。

次に、教育委員会、お待たせをいたしました。

教育問題について、お尋ねをしております。

中央教育審議会、中教審が10月21日、現在は正式な教科ではない小・中学校の道徳の時間を教科に格上げをして、検定教科書と評価を導入するよう文部科学大臣に答申をいたしました。

その骨子は、道徳を教科と位置づけ、学習指導要領を改訂、指導要領で学ぶ内容を導入。各地域の郷土資料などをあわせて活用。道徳性の評価に数値は不適切であって、指導要領に専用の記述欄を設けることが必要ということのようであります。

戦後の道徳教育が子ども自身が主体的に道徳性を育むことを基本とすることで、戦前の修身の教育と、一線を画してきたという経緯をかんがみるとき、社会で生きるということは、多様で柔軟な考え方ができて、1つの事柄であっても、場面場面、局面局面で臨機に対応できる柔軟性を身につけることが、人間として社会で生きていく上において、極めて重要ではないかと考えるときに、道徳を教科化し、検定教科書が導入をされ、学習評価も求められるということに対して、違和感と同時に複雑な思いのするところであります。

そこで、40年にわたって教育界に身を置いてきた教育長に所見をお聞きをいたしたいと思っております。

社会を構成する人間としての生きる力を身につけさせる。そのことが教育の本旨ではないかと考えるとき、道徳の教科化、このことを教育長はどのように受けとめておられるか、所見をお伺いするところであります。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

現在の道徳の時間については、教科外活動と位置づけられており、その扱いについて学校や教える先生によって、取り組みがばらつきがあったり、教材が不十分であるとの指摘や、形骸化について問題視されてきた経緯があります。

そこで、今回の改正において教科に格上げし、評価を導入することや、教科書の作成などを行い、指導内容を体系的、系統的に編成し、全ての学校教員が授業時数を確保し、年間を通じて組織的、計画的に指導することをねらいとして改正が行われます。

しかしながら、この改正により、子ども自身が主体的に道徳性を育むことを基本としてきた戦後の道徳教育が担保できないのではないかとのご指摘かと思えます。

議員ご指摘のとおり、この改正で現時点では私にも気にかかる点が幾つかあります。一番気がかりな点は、評価を導入することにあります。子どもたちの心を何を基準にどう評価するのか、何よりも評価できるものなのか、また、その評価により何を求めているのか、それに学校間のばらつきはどうするのか。校内での意思統一は大丈夫か、数字では評価しないとしていますが、では、どのような文言で表記するのかなど、さまざまな疑問がわいてきます。

それに実際に評価する側の先生方の負担や、不安なども生じ、それに対する新たな研修体制等の必要性も出てくるのではないかなど、課題は多岐にわたると思っております。

今後、具体的なものが提示されてくると思いますので、その動向を注視して、万全を期して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大変複雑で難しい問題だというふうに思っております。今、教育長の答弁をお聞きしましても、学校現場での苦勞というのがしのばれるというのか、よくわかる思いがするところであります。

私自身は、先ほど教育長が丁寧に事細かく説明をいただきました。考え方をお聞かせいただきましたが、道徳の教科化になることについて、特に気になりますのは、改正教育基本法に盛り込まれました愛国心という、これ安倍総理が大変好きな言葉のようでもありますけれども、すぐにこの愛国心という言葉を使いたがるというふうに私は思っておりますけれども、そういう徳目というのが全編にわたって出てくる。前面に出てくるのではないかというようにも思っております。報道等でもそのことの指摘がされておるところでございます。

答申は、特定の価値観を押しつけることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるというように答申はなされております。特定の価値観を押しつけることは、道徳教育が目指す方向と対極にあるということでもありますから、この文言のとおり、教育行政が動いていただきますと、こ

のとおりでいいのではないかというふうに思うところではありますが、そういう答申、そうであるとするならば、道徳を教科にすることで多様な価値観が育つのかどうかというのが疑問になってきますし、かえって道徳を教科にするということが、その逆効果になるのではないか、このようにも思うところがあります。子ども自身の自覚を引き出すというプロセスを飛び越えまして、結果である行為だけを求めて、そのことを評価する、こういう教科としての導入ということになれば、現場の教育者にとっては、特に極めて重い作業になるのではないかと思わざるを得ないところがあります。

また、かつては国民科の修身は、しつけられたものを習い性たらしめ、自覚的段階に高めしめるというそういう指導があったようでもありますけれども、要は行政のほうがつくってしまっていて、それを子どもたちに示して、そのことを自分の意識として消化して、自分のこととしてなるように指導するというのか、そういうことが当時の戦前の国民科の修身にはあったということのようでありまして、そういうことになりはしないかという指摘もあるところがあります。

作家の三島由紀夫の著作の中に「不道徳教育講座」というのがあるようで、私は知りませんが、その中で三島は次のように述べておられるようでもあります。「不道徳になれて、抵抗力を身につけよ。なぜなら、善良一辺倒な人ほど悪徳への誘惑に弱いから」というような文言、文書があるようでして、中身というのは、この三島の言というのは、道徳が実は逆説をはらむものだということを読者にこの不道徳教育講座というこの本の中で、そのことを言いたい、そのことを示しているんだということのようでありまして、さらに三島は、人としての優しさは、大人のずるさと一緒にしか成長をしないものだという言葉もこの講座の中で述べておるようでもあります。

徳目というのを一本調子に説教されても、受ける側の子どもたちに身につくものではないと、そのことを指摘をしているんだというのがこの不道徳教育講座という本の中に書かれているということのようでもあります。反面教師ですよということのようでもあります。

いずれにしても、2018年には、道徳が教科になるということでもあります。問われるのは規範や徳目を詰め込むより、何が正直で、何が正義かを教える授業、そのことに尽きるのではないかと思うところがあります。改めて、教育長の所見をお伺いするものであります。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、道徳心は指導する側が一方的に教え込んだからといって、決して身につくものではございません。道徳の授業の中では、自分の生活体験をもとに、自由な考えで発想し、意見を述べ、また友達からは自分とは違ったスタンスでの意見を聞き、自分の意見と比

較したり、受け入れたり、反論したり、さまざまな言語活動の中で、子どもたちは自分の考えを練り鍛え、その考えを進化させ成長していきます。道徳は個人の内面にかかわる分野でございますので、模範解答はありません。子どもたちがのびのびと意見交換でき、社会の一員としての自覚や規範意識を高め、多様な価値観を認め、自然や崇高なものに感動し、他人を思いやる気持ちを育む、そのような道徳の授業を目指し、今後とも学校現場と連携をとりながら取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） どうもありがとうございました。

ちょっと時間配分が、時間が足りなくなりそうでありまして、次に35人学級についてであります。

学校教育課長、ちょっと課長の質問は省略を。済みません。ちょっと時間が。教育長、35人学級、今はそういうことのようにありますが、先ほど、財務省の考え方が報道されておりまして、40人学級から35人学級に減らしても、いじめの問題も含めて、教育効果というのは上がってないということであれば、元に40人学級に戻すべきだという財務省の考え方が示されたということのようであります。

このことによって、財源としては86億円が浮く。現場の教員は4,000人も減らせるということがこの35人学級を40人に戻す。何の効果もなかったということが財務省の言い分であるようでございますけれども、このことに対して、教育長、いろんな声が報道されておりまして、学校現場を預かる教員、一番最前線の子どもと日々やりとりをしている教師の皆さんの声というのは、よく報道でもされておりますし、私も個人的に教育者と一定の意見交換ができる場があるわけでございますけれども、このことに対しまして、教育長のご意見をお伺いするところであります。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 答弁も書いておりますが、かいつまんでいみましょうか。

今、国のほうでは小学校1年生だけが35人学級でありまして、あとは中学校3年生まで40人学級でございます。それを高知県の単独の事業といたしまして、小学校1、2年生は30人学級、3、4年生は35人学級、5、6年生が40人学級そのまま、また中学校1年生は30人学級、中学校2、3年生は40人学級という形で、国の1年生だけが35人学級で、あとは中3までが40人学級というものと比較いたしますと、断然、高知県においては行き届

いた学級編成措置が行われているということを考えていただければいいと思います。それを基準に回っているわけでございまして、随分前は、人数によるわけですが、40人の固まりで分けていったときにどうなるかということ、30人の固まりで分けていったときにどうなるかということで、人数にもばらつきがあって、恩恵を受けるときと恩恵を受けないときとか、いろいろあるわけですが、今現在ですと、清水小学校で2年生が恩恵を受けております。清水中学校で1年生がその恩恵を受けております。県のやる事業でのおかげです。

直接的にはそれが国の35人学級が40人に戻る、戻らないで、直接的な効果といいますか、受けられなかった被害といいますか、支障というものは、人数によるので、直接的なものはないかとは思いますが、当然、教員が子どもを担当するときに、皆さん考えていただければわかるとおり、40人を担当するのか、例えば20人を担当するのか、私も個人的な体験で申しわけありませんが、清水中学校へ随分長く勤務いたしておりました。当然40人でした。自分が受け持った学級の子どもたちというのは。それが普通かのように6年間過ごしまして、その後、足摺岬中学校へ転任ということで行ったときに20人でした。そしてそのときに、見える背景が全然違って、40人のときは40人がまともと思ってやっておりましたので、そのときは何も不思議ではない、不安もない、取り組んでまいりましたが、そういうことで20人になったときに、これはこれだけ違うのかと。これだけ清水中学校のときに、見落としてきたものがあるんだろうなというようなことも感じたわけでございます。

かえって長くなりよりますけど、というところで、それを前置きにいたしまして、言いたいのはここからですが、世界の先進国において、ほぼ20名前後です。これいろいろ決め方がありますので、細かな話をしよったら、また日が暮れますが、20名。それを40名にするという、これは世界に逆行したような取り組みだというふうに私は思っておりますので、議員がおっしゃいましたように、財務省のほうは、お金の面から、あるいは費用対効果といいますか、その効果があったのかどうなのか。いじめもふえ、いろんな問題もふえてきて、ないじゃないかというのが財務省の意見でございます。

ところがどっこい、文部科学省のほうは、見方が違うわけでございます。それは子どもたちを少なくしたことにより、見え出した部分が大きいのだと。だから件数も上がってきている。40人だったら見えないから件数も上がらないわけです。ところが、逆に35人学級を導入してきて、見え出してきたから、問題として数としては上がってきた。そういう論点で頑張って財務省と文科省が今、綱の引き合いっこといいますか、いうところになってきていると私は分析しておるんですが、そこでぜひ私の立場といたしましては、今申し上げましたように、1人でも少ない学級編成にさせていただきたいというところでございます。それで、この場合は文科省に頑張ってもらいたいとエールを送って、私の答弁に代えさせていただきます。よろしく

お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 作戦を失敗しました。

単純に考えましても、40人と35人というのは目が届く範囲が全く違うと思いますから、それも教育長の言われるとおりでありまして、答弁いただきますと、高知県教委では既に30人学級に取り組んでおるということでありますから、35人が40人に仮になったとしても、特に本市の教育行政、子どもたちには直接的な影響というのは、それほど考えなくてもいいということではないかと思っておりますけれども、ぜひ、県教委に対しましては、今後も現在の30人学級というのを続けていくような、そういう教育行政としての取り組みもぜひお願いしたいというふうに思っております、あとの質問はしません。

それで、次のいじめの問題についてであります。これにつきましても、法律ができておりまして、いじめ防止対策推進法案、法律ができております。それを受けて、市教委のほうとしては対策の基本方針、しかも今議会、76号でしたか、条例の議案が上程をされております。それも読ませていただきましたし、基本方針も読ませていただきました。法律も読んだところでありまして、私みたいな素人が読む分については、よくできたのかなという感じをしながら読んだわけでありまして、現場の先生方については、このことに対してどうなるかわかりませんが、1点、その中で条例案に対して気になるところがございまして、指摘をしまして、教育長の所見をお伺いしたいと思っております。

この本法の中では、法の30条でその3項におきまして、地方公共団体の長は、重大事態が発生し、再調査を行ったそのときには、その結果を議会に報告をしなければならないという条文があります。条例案を読みますと、そのことの条例というのはいわゆるたわわておりません。そのことについて教育長、所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

そのことについて、議員からのご指摘もございましたので、どうなのかということについて、県のほうにも問い合わせしました。

かいつまんで言いますと、附属機関の設置については、地方自治法第138条の4、第3項の規定により、条例設置が必要なことから、今回、条例提案とさせていただきます。

そこで、いじめ防止対策推進法第30条第3項の規定は、条例で規定されずとも、当然、適用があるものでございますので、今回の本市のものについては、記載はございませんが、当然、それが生きておりますので、第30条の3項というものが生きておりますので、議会への報告は当然ながらさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 当然ながらというのは、現教育長、今の教育行政が考えることであって、世代というのは変わっていきますから、ただ、基本方針の中ではそのことがうたっておる。私、見ております。そのことをうたうわけではありませんが、ただ、市民の側、市民の皆さんに対する約束が条例でありますから、その約束の条例の中に、本法ではありながら、その部分を記載をしていないということについてはいかがなものかと思わざるを得ません。教育長は今の職責で、必ずそういった問題が惹起して、再調査したときには報告をするというふうに言っておりますけれども、教育長がいつまでも教育行政におけるわけじゃありませんから、かわったときにどう対応するのかというのが大変心配、危惧をされるところであります。これは市長にもお願いしたいですし、市長もよく言っておりますが、丁寧に対応したいということでありましたら、県や国の指導が記載しなくてもいいということであったとしても、対市民への約束、さらには議会への約束ということであれば、記載しなくてもよいということだけで、安穩とすることではなく、しっかりそのことも条例に記載をした上で、行政の責任を明確にするというそういう姿勢をぜひ今後とっていただきたい。このことをお願いしておきたいと思います。

最後に、教育長に所見をお伺いしたいと思いますが、このいじめ防止対策推進法案を提案するに当たって、文部科学委員、これ衆参で附帯決議を何点か行っておりますが、その中で1、2点、改めて教育長にしっかり対応していただきたいという項目がありますから、ちょっと申し述べて所見をお伺いしたいと思います。

これは、衆議院のほうですけれども、ちょっと読みます。「教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。」このことも大変私、重要だと思っております。

それから、同じく衆議院の附帯決議の中で、「教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通すという責務を有する者として、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。」というような附帯決議もあるわけでございますが、この2点について、教育長の認識をお伺いするところであります。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

当然、もう既に毎年調査も行っているところではありますが、体罰については、これいかなる場合においても、禁止されておるところでございますので、そのことについては、日々調査もし、徹底もし、指導もしているところでございます。この件にかかわらず、既に体罰についてはしっかりとした指導をしているところでございます、調査も行っているところです。

そして、議員ご指摘のとおり、このいじめの法案につきましては、被害者のほうに徹底的に軸足を置きなさいということだろうと解釈しております。当然そうするべきでありまして、従来でありますと、やはり双方という対立関係があつて、AがBにという形になった場合に、双方の意見でやってくるというようなことでありましたので、大津市の事件なんかについては、後手後手になったりしまして、そういうことがありました。

そういうことではなしに、徹底して被害のほうのサイドに立ちなさい。そこから調査をして真実に迫りなさいということだろうと解釈しておりますので、その辺をしっかりと対応してまいりたいと思つているところでございます。どうも長くなりまして、ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時11分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から議案第86号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第86号を日程に追加し、議題といたしたいと思つます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第86号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第86号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今ご提案いたしました議案第86号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、今年度、危機管理課で予算計上し、実施予定であります津波避難タワー、避難路等整備事業におきまして、年度内の事業完了が見込めないことにより、地方自治法第213条第1項に基づき、翌年度に繰り越しして使用できる経費、繰越明許費の限度額を設定するもので、既定の予算額の増減はありません。

例年、この繰越明許費の設定時期につきましては、3月の補正予算で設定しているところでございますが、今回の津波避難タワー建設工事に関しましては、建築確認の承認が予想以上におくれ、これから工事を発注することとなり、工事期間が翌年度、平成27年度にまたがる工事請負契約を締結させていただきたく、本日、追加提案するものであります。

また、本工事につきましては、年明けの1月中旬の入札を予定しており、指名業者の選定、設計図書の閲覧期間などを考慮し、本日先議をお願いするものであります。

本件につきまして、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第86号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について」は、津波避難タワー、避難路等整備事業を早期に完成するため、過日先議願いたい旨、執行部から要請がありました。

一昨日の議会運営委員会でこの取り扱いについて協議をいたしました結果、本日、先議いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号を先議することに決しました。

議案第86号を先議いたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第86号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第86号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第69号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第7号)について」から議案第84号「訴えの提起について」までの議案16件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各委員会の開催日は、予算決算常任委員会は12月18日の午前9時に開催、総務文教常任委員会は同日、予算決算常任委員会終了後、直ちに開催、産業厚生常任委員会は19日午前9時より開催をいたします。

各委員会は、12月24日までに、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月24日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時18分 散 会